

日本不動産仲裁機構ADRセンター

調停人登録手続きのご案内

一般社団法人日本不動産仲裁機構

日本不動産仲裁機構ADRセンター
調停人登録手続きのご案内

このたびは、日本不動産仲裁機構ADRセンター（以下「ADRセンター」といいます。）の調停人研修（以下「調停人研修」といいます。）をご受講頂き、ありがとうございます。

調停人研修を修了された方は、次に記載する登録手続きを経ることで、ADRセンターにおいて調停人として登録されます。

調停人登録をされた方には、調停人登録証（IDカード）が発行され、紛争分野毎に作成される調停人候補者名簿に記録されます。

一 登録要件について

- (1) 調停人候補者名簿への登録を受ける際には、それぞれの紛争分野に対応する、加盟団体の推薦する専門資格が必要となります。

紛争分野	専門資格	加盟団体（推薦団体）
敷金	敷金診断士	(NPO)日本住宅性能検査協会
太陽光発電システム	太陽光発電メンテナンス技士	(一社)太陽光安全保安協会
太陽光発電システム	太陽光発電アドバイザー	(NPO)日本住宅性能検査協会
再エネ関連システム	再エネアドバイザー	(NPO)日本住宅性能検査協会
不動産相続	相続診断士	(一社)相続診断協会
住宅ローン	住宅ローン診断士	(一社)住宅ローン診断士協会
施工	住宅建築コーディネーター(建築士)	(一社)住宅建築コーディネーター協会
シックハウス	シックハウス診断士	(NPO)シックハウス診断士協会
漏水	雨漏り検診士	(一社)雨漏り検診技術開発研究所
サブリース	サブリース建物取扱主任者	(一社)日本不動産取引適正評価機構
民泊	民泊適正管理主任者	(一社)日本民泊適正推進機構
販売	住宅販売士	(一社)全国住宅営業認定協会
施工	リフォーム提案士	(一社)全国住宅営業認定協会
漏水・外壁	赤外線建物診断技能師	(一社)街と暮らし環境再生機構
売買・仲介	不動産仲介士	(NPO)日本レジデンシャル・セールスプランナーズ協会
売買・仲介	投資不動産取引士	(一社)投資不動産流通協会
かび	環境アレルギーアドバイザー (かび測定研修修了者)	(一社)日本環境保健機構 (NPO)カビ相談センター
ダニ	環境アレルギーアドバイザー (ダニ測定研修修了者)	(一社)日本環境保健機構 環境アレルギー info and care (株)
施工	ホームインスペクター	(NPO)日本ホームインスペクターズ協会
不動産管理	土地活用プランナー	(公社)東京共同住宅協会

(2017年6月現在)

※ 日本不動産仲裁機構では、不動産トラブルに係る各種の専門資格との連携を進めています。最新情報につきましては日本不動産仲裁機構ホームページでご確認ください。

※ 調停人登録を受けた後に、紛争分野に対応する専門資格を追加して取得したときは、会員専用サイトから、対応する紛争分野を追加登録することが可能です。その際、再度調停人研修を受ける必要はありません。「会員専用サイト」につきましては、登録手続き後改めてご案内いたします。

(2) 調停人登録を受ける際には、調停人研修の全ての内容を受講完了している必要があります。

1. 調停人としての法的知識に関する研修
2. 調停人としての面談技法及び調停技法に関する理論的研修
3. 調停人としての面談技法及び調停技法に関する実践的研修
4. 調停人としての倫理、活動に関する研修

※ 登録申請の際には、上記研修「3.調停人としての面談技法及び調停技法に関する実践的研修」の修了番号が必要です。修了番号は、当該研修受講後に指定教育機関である株式会社東京リーガルマインドより修了者へ通知されます。

(3) 調停人登録には年間登録料：10,800円（税込）がかかります。

(4) 登録の際には、日本不動産仲裁機構ADRセンターが定める各種規程に同意していただく必要があります。

二 登録手続について

(1) 登録申請について

年間登録料のお支払方法により、＜WEB申込＞ または ＜郵送申込＞をお選びいただけます。

WEB申込

支払方法：クレジットカードまたは口座振替による自動決済

申込手続：① 下記ページの「登録申請フォーム」にて必要事項をご入力ください。

【登録申請フォーム】 <https://jha-adr.org/entry>

② 上記のページのリンク先から、クレジットカードまたは口座振替の自動決済のお手続きをしてください。

- ・クレジットカード決済……WEB上ですべての手続きが完了します。
- ・口座振替による決済……WEB上で入力後、プリントアウトした口座振替申込書に、記名、捺印のうえ、日本不動産仲裁機構へお送りください。

【自動決済（WEB申込）ご利用のお願い】

自動決済には、次のようなメリットがあります。

- ・納付の度に、金融機関に出向く手間がなくなります。
- ・お支払いの際、手数料がかかりません。
- ・お支払い忘れによる、登録失効を防ぐことができます。

事務処理の円滑化・迅速化を図るため、なるべく自動決済をご利用いただきます様、ご協力をお願い申し上げます。

郵送申込

支払方法：銀行振込

申込手続：① 本案内の「調停人登録申請書」の頁を切り取り、黒又は青のボールペンで必要事項を漏れなく記入してください。

② 金融機関にて、下記の指定口座まで年間登録料 **10,800 円（税込）**をお振込み下さい。（お振込みに要する手数料はご負担下さい。）

【年間登録料 振込口座】

三菱東京UFJ銀行 大伝馬町支店 （普通）0528240

一般社団法人 日本不動産仲裁機構

③ 振込みの際に金融機関より発行される振込伝票、その他振込の記録となるもの（コピー可）を、調停人登録申請書に同封して下さい。（インターネットバンキングをご利用された場合は、振込人名義、金額がわかるもののコピーを同封して下さい。）

④ 登録申請書と支払記録を同封のうえ、必ず郵便局（日本郵便株式会社）の窓口から簡易書留郵便として郵送して下さい。

※登録申請を「登録申請フォーム」からWEB申込みされ、年間登録料を「銀行振込」で支払われる場合は、上記③、④の方法で振込記録を日本不動産仲裁機構へお送りください。

（２）登録受付について

登録の受付がなされると、受付日から概ね3週間程度で、登録手続は完了し登録者へ調停人登録証（IDカード）及び会員専用サイトのパスワードが発送されます。

調停人登録者は、保有する専門資格に応じて、紛争分野毎に作成される調停人候補者名簿に登録されます。専門資格の追加・削除は、登録後会員専用サイトで随時行うことができます。

郵送申込専用

調停人登録申請書

平成 年 月 日

私は、日本不動産仲裁機構ADRセンターの定める規定等の内容を確認し同意のうえ、調停人候補者として登録したく申込みを致します。

フリガナ		
氏名	(姓)	(名)
生年月日	1. 昭和 2. 平成 年 月 日	印
性別	1. 男 2. 女	
郵便番号	—	
フリガナ		
住所 (認定証送付先)	都道 府県	
電話番号 固定電話/携帯電話	/	
Eメール		
調停人研修 修了確認	※ 受講修了した研修にチェック☑を入れてください。 すべての研修を修了していない場合は調停人候補者として登録されません <input type="checkbox"/> 1. 調停人としての法的知識に関する研修 <input type="checkbox"/> 2. 調停人としての面談技法及び調停技法に関する理論的研修 <input type="checkbox"/> 3. 調停人としての面談技法及び調停技法に関する実践的研修 <修了番号 _____> <input type="checkbox"/> 4. 調停人としての倫理、活動に関する研修	
加盟団体の推薦する専門 資格で現在保有している もの(※)	(登録番号 :) (登録番号 :) (登録番号 :)	

(切り取り線)

(※) 調停人登録者は、保有する専門資格に応じて、紛争分野毎に作成される調停人候補者名簿に登録されます。専門資格の追加・削除は、登録後、会員専用サイトより随時申請できます。

(切り取り線)

※ 送付用封筒は各自でご用意ください。

— 切り取って宛名ラベルとしてご利用ください —

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町 1-11-5 日本橋吉泉ビル 2F

日本不動産仲裁機構ADRセンター 調停人登録係 宛

郵送申込専用紙 裏面

個人情報保護の方針

一般社団法人 日本不動産仲裁機構

調停人登録申請者は、下記の個人情報保護の方針を必ず確認の上、申請書の記入及び提出をお願いします。

1. 登録申請者の個人情報の利用目的

登録申請書に記載された個人情報は、認定機関からの情報提供及び業務依頼のために利用し、これ以外の目的で利用することはありません。

2. 個人情報の第三者提供

下記の場合等を除き、個人情報の第三者への提供は致しません。

- ① 裁判所、検察庁その他司法当局、弁護士会又はこれらに準ずる機関から個人情報の開示を求められた場合
- ② 法律により開示が要求された場合
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

3. 個人情報の権利

お預かりする個人情報についての権利は登録申請者に属します。登録申請者から全部若しくは一部の個人情報の提供に承諾を頂けない場合、情報及び業務依頼の全部又は一部が提供できない場合があります。

4. 個人情報の開示、訂正、削除方法・本人確認について

登録申請者より要請があった場合、登録申請者にかかる個人情報を開示・訂正・削除致します。その際、ご本人であるかどうかの確認をさせて頂く場合があります。

5. 個人情報の保護対策

認定機関は、利用者からお預かりした個人情報を、紛失、破壊、外部への不正な流出、改ざん、不正アクセスなどから保護するために、内部における個人情報保護に関する教育を徹底し、合理的かつ必要と判断される安全対策を講じてまいります。

6. 個人情報取り扱いの変更について

本取り扱い条項を必要に応じ又は法令の改定に応じて変更することがあります。その場合は、認定機関ホームページ上で告知致します。

＜お問い合わせ＞

一般社団法人日本不動産仲裁機構

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-11-5 日本橋吉泉ビル 2F

Tel : 03-3524-8013 Fax : 03-5847-8236